

県産牛乳消費課題解決事業
委託業務契約書（案）

沖縄県

県産牛乳消費課題解決事業委託業務契約書

沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、県産牛乳消費課題解決事業の実施に伴う委託業務について、次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

- 第1条 甲は、県産牛乳消費課題解決事業の実施を委託（以下「委託事業」という。）し、乙はこれを受託する。
- 2 前項の委託業務の内容は、末尾添付の仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(委託業務の方法)

- 第2条 乙は、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。
- 2 仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託業務の期間)

- 第3条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

(委託料)

- 第4条 この委託業務の委託料の総額は、金 _____ 円（うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円）とする。

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

- 第5条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当するときは免除とする。

(再委託)

- 第6条 乙は、主たる業務の全部又は一部を一括して又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に履行を委託し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書(様式第1号)を甲(県)に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
- ただし、甲が仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委託するときはこの限りでない。

- 5 乙は前項により第三者に委託し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委託し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(進捗状況の報告等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は委託期間満了の日のいずれか早い日までに、遅滞なく甲に対して委託業務についての実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(委託料の額の確定)

第10条 甲は、前条の報告を受けたときは、事業完了の確認、検査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、精算払い請求書(様式第3号)を甲に提出し、委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払を請求することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、委託業務の完了前に経費の支払を受ける必要があると甲が認めるときは、概算払い請求書(様式第4号)を甲に提出し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額について支払を請求することができる。

- (1) 契約を締結したとき、契約金額の3割以内の額
- (2) 中間報告があったとき、契約金額の8割以内の額(前号の規程による請求額を含む。)

3 甲は、乙から前二項の規定による請求があったときは、受理した日から起算して30日以内にその支払を行うものとする。

4 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指定する期限内に甲に返還するものとする。

5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5パーセントの延滞金を徴収できるものとする。

(計画の変更、廃止等)

第12条 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、変更申請書(様式第5号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付することができる。

3 乙は、やむを得ない事由により、委託業務の実施が困難となったときは、速やかに廃止(中止)申請書(様式第6号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除できるものとする。

4 前項の規定により契約を解除するときは、前二条の規定に準じ精算するものとする。

(委託業務内容の変更)

第13条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することができる。

2 前項の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めることとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第14条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第17条 乙は、第15条各号及び第16条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第18条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第19条 乙の責めに期すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、本契約による作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
- 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(知的財産権の取扱)

第21条 乙が委託業務により取得した著作権を含む全ての知的財産権は、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。
- (2) 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- (3) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(関係書類の整備)

第22条 乙は、委託業務にかかる経理の状況を明らかにした書類及び帳簿を備え付け、これらを委託業務終了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(疑義の協議)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する一切の紛争に関しては、日本国の那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(消費税等の取扱)

第25条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出しではならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に

必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

様式第1号(第6条関係)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認下さいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の適格性※	業務履行に必要な人数・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については申請者が確認のうえを記入すること

様式第2号(第9条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

担当者氏名:
電話番号:

県産牛乳消費課題解決事業委託業務 実績報告書

みだしの委託業務に係る実績について、委託契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間
- 2 実施した委託業務の概要
- 3 委託業務に要した経費

単位:円

区分	精算額	予算額	比較増減		積算内訳
			増	減	
計					

様式第3号(第11条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

担当者氏名: 電話番号:

県産牛乳消費課題解決事業委託業務 精算払い請求書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務に係る委託料について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
内 訳		
(1) 契約額	金	円
(2) 確定額	金	円
(3) 受領済額	金	円
(4) 今回請求額	金	円
2 振込先		
金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
(7桁が+)		
口座名義		

様式第4号(第11条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

担当者氏名: 電話番号:

県産牛乳消費課題解決事業委託業務 概算払い請求書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務に係る委託料について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
内 訳		
(1) 契約額	金	円
(2) 受領済額	金	円
(3) 今回請求額	金	円
(4) 残額	金	円
2 振込先		
金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

様式第5号(第12条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

担当者氏名:
電話番号:

県産牛乳消費課題解決事業委託業務 変更申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の変更について、契約書第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

担当者氏名:
電話番号:

県産牛乳消費課題解決事業委託業務 廃止(中止)申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の廃止(中止)について、契約書第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 廃止(中止)の理由

2 委託業務の実施状況

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について

単位:円

区分	月日現在 支出済額	残額	支出予定額	廃止(中止)に 伴う不用額	積算内訳
計					

3 廃止(中止)後の措置

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について
- (3) 経費支出予定明細

単位:円

区分	支出予定額	積算内訳
計		